

〔LGBT法部〕

第1 部会

1 開催日

本日までに、以下の日に定例会を実施した(基本的にZOOMで実施)

1月19日、2月26日、3月16日、4月20日、6月15日、

7月20日、9月14日、10月19日、11月19日

(5月は中止)

2 活動内容

- ・ 概ね1か月ごとに、LGBTを巡る裁判例の検討を行った。

4月 札幌地裁令和3年3月17日判決

同性愛者に対して婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないことが憲法14条1項に違反するとされた事例。

6月 大阪地裁令和2年7月20日判決

トランスジェンダー女性の化粧を理由とする就労拒否の正当性が争点となった事例。

7月 東京高裁令和2年3月4日判決

女性同士の事実婚カップル(但し米国で婚姻)のうち的一方が、男性と性的関係を持ったため、事実婚の関係が破綻したとして、事実婚カップルのうちの他方が、共同不法行為に基づき婚姻関係の解消に伴う慰謝料等を請求した事例。

9月 東京高裁令和3年5月27日判決

トランスジェンダーの国家公務員職員(M to F)が人事院に対して、所属する経産省において女性用トイレの使用制

限（庁舎のうち一定の階の女性トイレの使用を認めなかった）を求めないこと等を内容とする勤務条件の行政措置要求を行ったところ、いずれも認められなかったことから、判定処分の取消請求のほか、経済産業省の X に対する処遇や職員の X に対する各発言等が違法であったとして、国家賠償請求を行った事例。

- ・ 3月までは出版に関する活動、10月以降は法律実務研究の執筆に関連するものが中心となった（後述）

第2 定例外活動

1 高月まな議員との意見交換会の実施（1月27日）

戸籍上の性別変更を行っている旨を公表し、新宿区の区議として活動している高月まな議員をお呼びし、オンラインで意見交換会を実施した。

2 出版改訂活動

当部部員で執筆した「LGBT 法律相談対応ガイド（第一法規）」の改訂版が、2月18日に発刊された。

3 法律実務研究での発表

判例検討の中で取り上げた、同性婚違憲訴訟を取り上げて、法律実務研究で紹介することとした。

以上

文責 大畑敦子